御前崎市開発行為等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法第3章第1節に係る開発許可制度の事務処理に関し、関係法令及び関係通達等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(関係法令の略称)

- 第2条 この要領において、都市計画法(昭和43年法律第100号)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)、御前崎市開発行為等の規制に関する条例(平成18年御前崎市条例第8号)、御前崎市都市計画法施行細則(平成18年御前崎市規則第一号)をそれぞれ法、政令、省令、条例及び細則という。(開発行為予備審査)
- 第3条 市長は、法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可を申請しようとする者の利便を図るため、その者の依頼により、あらかじめ、次により開発行為予備審査(以下「予備審査」という。)を行うことができるものとする。ただし、御前崎市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(平成17年御前崎市告示第20-1号。以下「指導要綱」という。)第7条の規定による承認を受けなければならない事業については、この限りでない。
- (1)開発行為予備審査依頼書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 開発計画概要書(様式第2号)
 - イ 開発区域位置図(作成要領は別表第1)
 - ウ 現況図(作成要領は別表第1)
 - エ 土地利用計画図(作成要領は別表第1)
 - オ 公図写し(作成要領は別表第1)
 - カ 接続道路の概要及び改修計画書(必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等 を示し、道路改修の必要性を検討すること。)
 - キ 流末水路の概要及び改修計画書(放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否 について検討すること。)
 - ク 現況写真(開発区域全景及び放流先河川等)

- (2)予備審査は、開発行為現地予備審査表(様式第3号)により、書類審査及び現地調 香を行うものとする。
- (3)現地調査は、関係機関及び予備審査依頼者の立会いの上で、次に定める事項について調査するものとする。
 - ア 地域及び地区の確認
 - イ 開発区域に存在する歴史的自然機能の役割
 - ウ 開発区域内及び周辺の崖崩れ及び出水の状況
 - エ 開発区域内の土地の地盤の状況
 - オ 開発計画により予測される各種公害の発生の有無
 - カ 開発計画の需要に対する既設の水道若しくはその他の給水施設の能力又は市等の 給水計画に対する適合性
 - キ その他必要とされる公共施設の設置の見通し
 - ク 開発区域内の下水(汚水及び雨水)を適切に排出できる開発区域外の排水施設等 の存在の有無及び放流先までの距離と対策
 - ケ 樹木の保存計画とその適否
 - コ 消防水利の存在の有無
 - サ 開発行為及び建築行為に必要な工事用重機等車両の進入路の有無及び安全性
 - シ 工事期間中に必要とされる防災対策
 - ス 開発行為及び建築行為をするに当たって必要とされる他の法令の許認可名及びそ の担当課
- (4)予備審査の結果に基づき他の法令との関連から特に重要と認められるものについて は、関係機関との調整を図るものとする。
- (5)予備審査が終了したときは、開発行為現地予備審査表(様式第3号)を添えて決裁 を受け、その結果を開発行為予備審査の結果について(様式第4号)により予備審査 依頼者に通知するものとする。

また、この通知書は、通知の日から3年以内に開発行為の許可申請が行われない場合は、その効力を失うものとする。

(6)開発行為の許可申請前において、法令等(指導要綱を含む。)の改正があった場合は、必要に応じて再度予備審査を行うものとする。

(開発行為の許可)

- 第4条 法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可を受けようとする者は、 次により行うものとする。
- (1)省令第16条に規定する開発行為許可申請書(様式第5号)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 申請者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)
 - イ 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面(指導要綱第7条の承認を受けた事業を除く。)
 - ウ 設計説明書(様式第6号)
 - エ 都市計画法第32条の規定に基づく同意(様式第7号)及び新設する公共施設一覧表(様式第8号)
 - 才 開発区域内権利者一覧表(様式第9号)
 - カ 開発行為の施行等の同意書(様式第10号。印鑑証明書を添付すること。)
 - キ 設計者の資格に関する申告書(様式第11号。開発区域の面積が1 h a 以上のものに限る。)
 - ク 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第12号。自己の居住用住宅の建築を 目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域 の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
 - ケ 省令第16条第5項に規定する資金計画書(様式第13号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
 - コ 工事施行者の能力に関する申告書(様式第14号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
 - サー土地の登記事項証明書
 - シ 設計図書(作成要領は別表第1)
- (2)申請書の審査は、開発行為審査表(様式第15号)により行うものとし、特に重要と 認められるものについては、関係機関と協議し、意見書の提出を求めた上で、必要事 項を審査表に記録しておくものとする。
- (3)審査が終了したときは、開発行為審査表(様式第15号)を添えて決裁を受け、都市

- 計画法第29条の開発行為について(様式第16号)により申請者に通知するものとする。 この通知は、許可印を押した申請図書を添えて行うものとする。
- (4)許可に際して法第79条の規定に基づき付す条件は、次に掲げる事項とする。
 - 1. 工事着手に当たっては、あらかじめ工事着手届に工程表を添付して提出すること。 なお、工程表より工事が遅延した場合には、遅延理由書を提出すること。
 - 2. 工事完了後、掘削等の特別の方法によらなければ、形状、寸法等が確認できない箇所については、各工程が明確に判定できるよう写真を撮影しておくこと。
 - 3. この開発許可を受けた開発区域内の土地においては、工事の完了公告があるまで建築物等を建築することができない。ただし、当該開発行為に関する工事用の仮設建築物を建築するとき、その他市長が支障ないと認めたときは、この限りでない。
 - 4. この開発行為を廃止する場合には、あらかじめ、安全上の措置に対する計画書を作成し、市長の承認を受けたうえで廃止の届出を行うこと。ただし、工事に全く着手していない場合には、安全上の措置に対する計画書を作成する必要はない。
 - 5. 工事施行中の防災措置を十分に行うこと。
 - 6. 切土・盛土法面及び擁壁等の構造物を施工するにあたり、現地地盤の地質、盛土材の土質及び基礎地盤の地耐力を確認すること。
 - 7. 許可のあった日から起算して、2年以内に工事に着手しない場合は、許可を取り消すことがある。
 - 8. 都市計画法第32条に基づき、市等へ移管されることになる公共施設については、工事完了までに当該公共施設となる土地の登記承諾書を、当該市等に提出できるよう準備すること。
 - 9. その他法令に照らして必要と認められる事項

(開発許可の技術的基準)

第5条 開発許可に係る技術的基準に関しては、法、政令及び省令で定めるもののほか、 原則として静岡県の定める「開発許可技術的指導基準」によるものとする。

(工事着手届等)

第6条 細則第3条の規定による工事着手届(様式第17号)及び工程表(様式第18号)は、 市長に提出するものとする。

(工程報告)

第7条 条例第3条の規定による指定された工事の工程に達した場合の報告書は、市長に

提出するものとする。

(写真の整備)

第8条 開発許可を受けた者は、静岡県の定める「写真の整備について」の要領により、 写真を整備しておくものとする。

(工事の完了検査)

- 第9条 法第36条の規定による工事の完了の検査等は、次により行うものとする。
- (1)省令第29条に規定する工事完了届出書(様式第19号)又は公共施設工事完了届出書(様式第20号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)
 - イ 許可に係る造成計画平面図
 - ウ 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設構造図に計画値と出来形を対照したもの。ただし、指導要綱第7条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに代えることができる。)
 - エ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に計画値と出来形を対照したもの。)
 - オ 区画確定測量図(各区画の確定面積を明示したもの。ただし、宅地分譲に限る。)
 - カ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事 の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面(検査不要又は検査未実施の場合 は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。)
 - キ 工事の施工状況が確認できる写真(前条の規定による。)
 - ク 実質工程表
 - ケー品質管理表
 - コ 最終許可書の写し
- (2)完了検査は、関係機関及び開発者立会いの上で、原則として静岡県の定める「開発 行為に関する工事検査要領」により行うものとし、検査の結果を開発行為に関する工 事の完了検査結果書(様式第21号)に記録しておくものとする。
- (3)検査の結果、手直工事等の指示を受けた開発者は、指示に係る工事等を完了させ、 手直工事(指示事項)完了報告書(様式第22号)に、次に掲げる図書を添えて、市長 に提出するものとする。
 - ア 手直工事箇所の位置図(造成計画平面図を利用すること。)
 - イ 工事前及び工事完了後の写真

- (4) 手直工事については、再検査を行うものとする。なお、写真で手直の内容が確認で きる場合は、現場検査を省略できるものとする。
- (5)検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、開発行為に関する完了検査結果書(様式21号)を添えて決裁を受け、開発行為に関する工事の検査済証(様式第23号)又は公共施設に関する工事の検査済証(様式第24号)を交付するものとする。

なお、検査済証の交付前に、公共施設の管理者となるべき者の検査状況及び公共施設の敷地の帰属手続の状況を確認するなど、的確に市等への財産帰属がなされるよう留意するものとする。

- (6)検査済証を交付したときは、遅滞なく工事が完了した旨を公告するとともに、開発者にその写しを交付するものとする。この公告は、御前崎市の掲示板に掲示して行う。 (建築等の制限解除)
- 第10条 法第37条第1号の規定による建築等の制限解除に関しては、次により行うものとする。
- (1)細則第7条の規定による開発区域内における建築等制限解除申請書(様式第25号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)
 - イ 許可に係る土地利用計画図
 - ウ 建築物等の位置図、配置図
 - エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/200以上)
 - オ 建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書 面
 - カ 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。指導要綱第7条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに代えることができる。)
 - キ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。)
 - ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工 事の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面
 - ケ 工事の施行状況が確認できる写真(第8条の規定による。)
 - コー建築工事工程表

- サ 品質管理表
- (2)申請書の審査は、開発区域内における建築等制限解除審査表(様式第26号)により 行うものとし、原則として現場検査を行うものとする。この現場検査の要領は、前条 第2号、第3号及び第4号に準ずるものとする。
- (3)審査が終了したときは、開発区域内における建築等制限解除審査表(様式第26号)を添えて決裁を受け、開発区域内における建築等の制限解除について(様式第27号)により通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書を添えて行うものとする。

(建築等の制限解除の基準)

第11条 建築等の制限解除は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合に行うものとする。

なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わないものとする。 ただし、施工上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に完 了すると認められるものは、この限りでない。

- ア 住宅地造成等で、官公署、汚水処理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの
- イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開 発行為に関する工事が完了しないもの
- ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと、工事に著しい手戻りを 生ずるもの
- エ 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの
- オ その他特に必要があると認められるもの

(工事廃止の届出)

- 第12条 法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理は、次により行うものとする。
- (1)省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書(様式第28号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)
 - イ 工事を廃止した土地の現況図 (縮尺 1 / 1,000以上。ただし、開発区域が20 h a 以上のものにあっては、縮尺 1 / 3,000以上。工事着手した場合にあっては、工事着手

した土地の範囲を明示すること。)

- ウ 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書(工事着手した場合に限る。)
- エ 工事の廃止に伴う防災工事計画書(工事着手した場合に限る。)
- 才 現況写真
- カ 工事の施行状況が確認できる写真(第8条の規定による。工事着手した場合に限る。)
- (2)廃止の届出の審査は、開発行為工事廃止届受理審査表(様式第29号)により行うものとし、工事着手したものにあっては、工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置について現地の確認を行うものとする。この現地確認の要領は、第9条第2号、第3号及び第4号に準ずるものとする。
- (3)審査が終了したときは、開発行為工事廃止届受理審査表(様式第29号)を添えて決裁を受け、開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について(様式第30号)により届出者に受理の通知を行うものとする。

(開発行為の変更の許可等)

- 第13条 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可等は、次により行うものとする。
- (1)法第35条の2第2項の規定による細則第5条に規定する開発行為変更許可申請書(様式第31号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 変更しようとする理由を示す書面
 - イ 変更事項新旧対照表 (変更事項について変更前と変更後を対照したもの。)
 - ウ 変更箇所が確認できる図書(作成要領は、第4条に準ずる。)
- (2)申請書の審査は、開発行為変更許可審査表(様式第32号)により行うものとする。
- (3)審査が終了したときは、開発行為変更許可審査表(様式第32号)を添えて決裁を受け、開発行為の変更について(様式第33号)により申請者に許可の通知を行うものとする。この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。
- (4)法第35条の2第3項の規定による細則第6条に規定する開発行為変更届(様式第34号)は、市長に提出するものとする。

(建ぺい率等の指定)

第14条 法第41条第1項の規定により、開発区域内の土地について建築物の建ペい率等を 指定するときは、建築担当課に合議の上、指定するものとする。

(建築等の許可)

- 第15条 法第41条第2項ただし書及び法第42条第1項ただし書の規定による許可に関しては、次により行うものとする。
- (1)法第41条第2項ただし書の規定による細則第9条に規定する制限区域内における建築の許可申請書(様式第35号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)
 - イ 許可に係る土地利用計画図
 - ウ 建築物等の位置図及び配置図(縮尺1/500以上)
 - エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/250以上)
 - オ 建築物等の用途、規模、構造(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書 面
- (2)法第42条第1項ただし書の規定による細則第10条に規定する予定建築物等以外の建築等の許可申請書(様式第36号)は、前号アからオに掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
- (3)審査が終了したときは、決裁を受け、法第41条第2項ただし書及び法第42条第1項 ただし書の規定により、開発区域内における建築等の許可について(様式第37号)に より申請者に許可の通知を行うものとする。

(地位の承継届)

第16条 法第44条の規定による地位の承継に係る細則第11条に規定する地位の承継届(様式第38号)は、戸籍謄本(法人にあっては、法人の登記事項証明書)及びその他承継を証する書面を添えて、市長に提出するものとする。

(地位の承継の承認)

- 第17条 法第45条の規定による地位の承継の承認は、次により行うものとする。
- (1)細則第12条に規定する地位の承継の承認申請書(様式第39号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書面
 - イ 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第12号。自己の住居又は業務の用に 供するものの建築等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1 h a 未満のものを

除く。)

- ウ 丁事の施行状況を示す書面
- (2)審査が終了したときは、決裁を受け、地位の承継の承認について(様式第40号)により申請者に承認の通知をするものとする。

なお、事業廃止を前提とした地位の承継の申請に対しては、あらかじめ現地を調査し、第12条第2号に定める公共施設の機能回復措置及び防災措置が必要と認められる場合には、地位の承継の申請者が当該措置を施行する能力及び意思を有していることを書面により確認するものとする。

(開発登録簿の調製)

- 第18条 法第46条の規定による開発登録簿の調製、保管及び写しの交付に関しては、次により行うものとする。
- (1)開発登録簿の調製は、開発許可をしたときに、開発登録簿(様式第41号)に位置図及び土地利用計画平面図を添えて行うものとする。
- (2)法第35条の2の規定による変更許可若しくは変更届又は法第81条第1項の規定による処分により法第47条第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは開発登録簿に必要な修正を加え、また、検査済証を交付したとき、法第41条第2項ただし書若しくは法第42条第1項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第2項の協議が成立したときは、開発登録簿にその旨を附記するものとする。
- (3)法第38条の規定による開発行為の廃止の届出があったときは、遅滞なく、開発登録簿を閉鎖するものとする。
- (4)開発登録簿の閲覧に関しては、細則第14条から第17条までの規定によるものとする。
- (5)細則第18条に規定する開発登録簿の写しの交付申請書が提出され、法第47条第5項 の規定により開発登録簿の写しを交付する際には、当該写しが開発登録簿の真正な写 しであることを証する旨を附記し、市長印を押印するものとする。

(開発行為及び建築等に関する証明書)

- 第19条 省令第60条の規定による証明書の交付に関しては、次により行うものとする。
- (1)細則第19条に規定する都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書(様式第42号)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

	区分		図書
ア 法第 29条の 規定合し でいと	a 許可の内容に適合 していることの証明 (宅地の分譲にあっ ては、開発者が一括 して証明を求める場 合に限る。)	1 2 3 4	区画確定測量図
証明	b 許可不要であることの証明	1 2 3 4 5	
イ その他		1 2 3 4 5	

- (2)審査が終了したときは、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書(様式第42号)により申請者に証明書を交付するものとする。
- (3)次の表の左欄に掲げる事項の証明は、原則として、当該右欄に掲げる図書をもって充てるものとし、前2号の事務処理は省略するものとする。

区分	図書
ア 法第29条第1項又は第2項の許可の内容に適合していることの証明(宅地分譲の場合を除く。)	当該許可に係る許可書の写し
イ 法第41条第2項ただし書、法第42条第1項ただ 書の規定による許可の内容に適合していることの 証明	

(各種申請書等の提出部数)

第20条 この要領に定める申請書等の提出部数は、別表第2に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日の前日までに、静岡県の定めた開発行為等事務処理要領(平成7年4月1日実施)の規定及び様式に基づいて提出されている申請書又は届出書は、それぞれこの要領の相当する規定及び様式に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

別表第1(第3条、第4条関係)

設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	開発区域位置 図		(1) 方位(2) 地形(3) 開発区域の位置(4) 開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称(5) 放流先河川の位置及び名称	・地形図を準備すること。 ・ 2部提出。
2	現 況 図		(2) 開発区域の境界 (3) 標高差を示す等高線(2mの標高差を示すものであること。) (4) 植生区分 (5) 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 (6) 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状 (7) 道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員 (8) 政令第28条の2第1号に規定する樹木	
3	公 図 写		(1) 方位(2) 開発区域の境界(3) 市町の区域内の町又は字の境界(4) 土地の地番及び形状(5) 開発区域外で開発行為に関する工事を 行う土地の位置	 開発区域周辺も適宜表示すること。 公共用地は、次によりうすく着色すること。公道=赤水路=青堤塘敷=うす黒
4	開発区域区域図	1 / 3,000以上	開発区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において、市界、市区域内の字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	
5	土地利用計画図		 (1) 方位 (2) 開発区域及び工区の境界 (3) 主要構造物の標高 (4) 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへいの位置 (5) 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 (6) 表面水の流れ方向 (7) 排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 	2 部提出。

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
			(8) 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 (9) 消防水利の位置及び形状 (10) 調整池の位置及び形状、調整容(多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分) (11) 河川その他の公共施設の位置及び形状 (12) 予定建築物等の敷地の形状及び面積 (13) 敷地に係る予定建築物等の用途、規模 (14) 公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 (15) 樹木又は樹木の集団の位置 (16) 緩衝帯の位置、形状及び幅員 (17) 法面(がけを含む)の位置及び形状、勾配 (18) 擁壁の位置及び種類	
6	造 成 計 画 図	1 / 1,000以上	(1) 方位 (2) 開発区域及び工区の境界 (3) 標高差を示す等高線 (4) 切土又は盛土をする土地の部分 (5) 擁壁の位置、種類及び高さ (6) 法面(がけを含む。)の位置、形状及び勾配 (7) 道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 (8) 調整池の位置及び形状 (9) 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 (10) 造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁の断面図に表示する断面の位置	盛土 = 赤 (4) 切土又は盛土をする 土地の部分で表土の
7	造成計画断面図	1 / 1,000以上	(1) 開発区域及び工区の境界 (2) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (3) 計画地盤高	・ 切土又は盛土をする土 地の部分は次により着 色すること。 切土 = 黄 盛土 = 赤
8	排 水 施 設計画平面図	1 / 600以上	 (1) 開発区域及び工区の境界 (2) 排水区域の区域界 (3) 調整池の位置及び形状 (4) 都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 (5) 道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 (6) 排水管の勾配及び管径 (7) 人孔の位置及び人孔間距離 (8) 水の流れの方向 (9) 吐口の位置 (10) 放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 (11) 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 	

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
			(12) 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画 高 (13) 法面(がけを含む)又は擁壁の位置及び形 状	
9	給水施設計画平面図		(1) 開発区域及び工区の境界(2) 給水施設の位置、形状、内のり寸法(3) 取水方法(4) 消火栓の位置(5) 予定建築物等の敷地の形状	・ 自己の居住用住宅の建 築を目的とする開発行 為を除く。
10	が 面 図		 (1) がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ) (2) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (3) 小段の位置及び幅 (4) 石張、張芝、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法 	に生ずる高さ 2 mを超 えるがけ、盛土をした 土地の部分に生ずる高 さ 1 mを超えるが け、
11	擁壁の断面図	1 / 50以上	(1) 擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法 (2) 裏込めコンクリートの寸法 (3) 透水層の位置及び寸法 (4) 擁壁を設置する前後の地盤面 (5) 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (6) 鉄筋の位置及び径 (7) 水抜き穴の材料、寸法及び位置	・配筋図を含む。
12	求 積 図	1 / 1,000以上 ただし、開発面 積が20ha以上 のものは 1 / 3,000以上		
13	計画平面図	積が20ha以上 のものは 1 / 3,000以上	 (1) 方位 (2) 開発区域及び工区の境界 (3) 標高差を示す等高線 (4) 計画道路線 (5) 防災施設の位置、形状、寸法及び種類 (6) 段切位置 (7) 表土除去位置 (8) ヘドロ除去位置、除去深さ (9) 工事中の雨水排水経路 (10) 防災施設の設置時期及び期間 	・開発地が山地で大規 模な開発の場合に作 成すること。

図書の名称	縮尺		明示すべき事項	備 考
	1/100 以上	(1)		
			· · ·	
構造計算書		(1)	鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリ	
			ート擁壁その他の構造物の構造計算	
安定計算書		(1)	擁壁で保護しないがけの安定計算等	
水理計算書		(1)	放流先河川又は水路の流下能力	
		(2)	開発区域内排水施設の排水能力	
		(3)	調整池の容量、放流口及び余水吐の断面	
			等	
土地調査書		(1)	土質の状況	・軟弱地盤等を含む場合
及び地盤改		(2)	地盤改良の計画	に添付すること。
良計画図書				
その他市長		(1)	公共施設新旧対照図	
が必要と認			法第 32 条同意・協議書の内容が、現況	図、公図写び土地利用計画
める 図書			図によって容易に把握されない場合には	、添付すること。
		(2)	道路縦断面図、道路横断図、道路断面、	構造図、排水施設構造図、
			公園計画平面図等	
			法第 32 条協議の結果、市等に移管された	ないことされた場合又は同
			協議が成立しなかった場合に添付するこ	ے ۔
		(3) न		•
	構図造算計計計計調調面型型型 <t< td=""><td>構造計算書 安定計算書 水理計算書 土地び計画と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</td><td>構造図 構造計算書 (1) 安定計算書 (1) (2) (3) 土地調査書 (1) (2) 良計画図書 (1) (2) もの他市長が必要図書 (1)</td><td>構造図</td></t<>	構造計算書 安定計算書 水理計算書 土地び計画と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	構造図 構造計算書 (1) 安定計算書 (1) (2) (3) 土地調査書 (1) (2) 良計画図書 (1) (2) もの他市長が必要図書 (1)	構造図

注意事項

- 1 申請図書はA4判に製本すること。
- 2 設計図書には設計者が記名押印又は署名すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい(この場合には、2種類程度を限度とする。)。 逆に、一葉の図面に明示すべき事項すべてを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不適当である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。

別表第2(第20条)

開発行為許可申請書等提出部数一覧表

番	申請等の種類	提出部数		備考
号	甲萌寺の惶絏	正	副	(要領)
1	開発行為予備審査依頼書	1	-	第3条
2	開発行為許可申請書	1	1	第4条
3	工事着手届	1	-	第6条
4	工程報告書	1	-	第7条
5	工事完了届出書・公共施設工事完了届出書	1	ı	第 9 条
6	手直工事(指示事項)完了報告書	1	-	第 9 条
7	開発区域内における建築等制限解除申請書	1	1	第10条
8	開発行為に関する工事の廃止の届出書	1	-	第12条
9	開発行為変更許可申請書	1	1	第13条
10	開発行為変更届	1	-	为13示
11	制限区域内における建築の許可申請書	1	1	第15条
12	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	1	1	先13法
13	地位の承継届	1	-	第16条
14	地位の承継の承認申請書	1	1	第17条
15	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書	1	1	第19条

要領様式内容

樣式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第 1 号	開発行為予備審査依頼書	
第 2 号	開発計画概要書	
第 3 号	開発行為現地予備審査表	
第4号	開発行為予備審査の結果について	
第5号	開発行為許可申請書	省令別記様式第二
第6号	設計説明書	
第 7 号	都市計画法第32条の規定に基づく同意	
第8号	新設する公共施設一覧表	
第 9 号	開発区域内権利者一覧表	
第10号	開発行為の施行等の同意書	
第11号	設計者の資格に関する申告書	
第12号	申請者の資力及び信用に関する申告書	
第13号	資金計画書	省令別記様式第三
第14号	工事施行者の能力に関する申告書	
第15号	開発行為審査表	
第16号	都市計画法第29条の開発行為について(許可)	
第17号	工事着手届	細則様式第1号
第18号	工程表	細則様式第2号
第19号	工事完了届出書	省令別記様式第四
第20号	公共施設工事完了届出書	省令別記様式第五
第21号	開発行為に関する工事の完了検査結果書	
第22号	手直工事(指示事項)完了報告書	
第23号	開発行為に関する工事の検査済証	省令別記様式第六
第24号	公共施設に関する工事の検査済証	省令別記様式第七
第25号	開発区域内における建築等制限解除申請書	細則樣式第6号
第26号	開発区域内における建築等制限解除審査表	

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第27号	開発区域内における建築等の制限解除について	
第28号	開発行為に関する工事の廃止の届出書	省令別記樣式第八
第29号	開発行為工事廃止届受理審査表	
第30号	開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について	
第31号	開発行為変更許可申請書	細則樣式第4号
第32号	開発行為変更許可審査表	
第33号	開発行為の変更について(許可)	
第34号	開発行為変更届	細則樣式第5号
第35号	制限区域内における建築の許可申請書	細則樣式第8号
第36号	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	細則樣式第 9 号
第37号	開発区域内における建築等の許可について	
第38号	地位の承継届	細則樣式第10号
第39号	地位の承継の承認申請書	細則樣式第11号
第40号	地位の承継の承認について	
第41号	開発登録簿	
第42号	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明 申請書	細則樣式第13号
第43号	農林漁業を営む者であることの証明書	

申請書等添付書類一覧

	区分	添付図書
1	開発行為予備審査依頼書	ア 開発計画概要書(様式第2号)
	(様式第1号)	イ 開発区域位置図(作成要領は別表第1による。)
		ウ 現況図(作成要領は別表第1による。)
		エ 土地利用計画図(作成要領は別表第1による。)
		オー公図写(作成要領は別表第1による。)
		カー接続道路の概要及び改修計画書(必要に応じて現況交通量及び予一
		想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。) キ 流末水路の概要及び改修計画書(放流先河川の流下能力を示し、河川
		ひ修の要否につい検討すること。)
		力 現況写真(開発区域全景及び放流先河川等)
2	開発行為許可申請書	ア 申請者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)
	(様式第5号)	イ 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面(指導要綱第7条の
		承認を受けた事業を除く。) ウ 設計説明書(様式第6号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開
		7 設計説明音(様式第6号。自己の居住用住宅の建築を目的とする用 発行為を除く。)
		工 都市計画法32条の規定に基づく同意及び新設する公共施設一覧表
		(様式第7号及び第8号)
		才 開発区域内権利者一覧表(様式第9号)
		カ 開発行為の施行等の同意書(様式第10号。印鑑証明を添付するこ
		と。)
		キ 設計者の資格に関する申告書(様式第11号。開発区域の面積が
		1 h a 以上のものに限る。)
		ク 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第12号。自己の居住用
		住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を 目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を
		日町とする開光11点と開光区域の国債が「日本不過の開光11点を 除く。)
		ケ
		発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発
		区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
		コ 工事施行者の能力に関する申告書(様式第14号。自己の居住用 住宅
		の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的
		とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除
		サ 土地の登記事項証明書 シ 設計図書(作成要領は別表第1による。)
		別部図音(1F放安領は別表第「による。
		大型
		擁壁の断面図 求積図 防災工事計画平面図
		防災施設構造図 構造計算書 安定計算書 水理計算書
		土地調査書及び地盤改良計画図書
		その他市長が必要と認める図書
2		丁和丰(株子等 10 日)
3	工事着手届 (様式第 17 号)	工程表(様式第 18 号)
4	(核式第 1 / 亏) 工程報告書	
4	上作刊口首	

	区分	添付図書
(公 公		ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上) イ 許可に係る造成計画平面図 ウ 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設構造図に計画値と出来形を対照したもの。指導要綱第7条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに代えることができる。 エ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に計画値と出来形を対照したもの。) オ 区画確定測量図(各区画の確定面積を明示したもの。宅地分譲に限る。) カ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す図面(検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。) キ 工事の施工状況が確認できる写真(第8条(写真の整備)による。)ク 実質工程表 ケ 品質管理表 コ 最終許可書の写し
報	直工事(指示事項)完了 告書 様式第 22 号)	ア 手直工事箇所の位置図(造成計画平面図を利用すること。) イ 工事前及び工事完了後の写真
7 開等	 発区域内における建築 制限解除申請書 様式第 25 号)	ア 開発区域位置図(縮尺 1 / 50,000以上) イ 許可に係る土地利用計画図 ウ 建築物等の位置図、配置図 エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺 1 / 200以上) オ 建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面 カ 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。指導要綱第 6 条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに替えることができる。) キ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。) ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者若しくは管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面
廃	発行為に関する工事の 止の届出書 様式第28号)	ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上) イ 工事を廃止した土地の現況図(縮尺1/1,000以上。ただし、開発区域が20ha以上のものにあっては、縮尺1/3,000以上。工事着手した場合にあっては、工事着手した土地の範囲を明示すること。) ウ 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書(工事着手した場合に限る。) エ 工事の廃止に伴う防災工事計画書(工事着手した場合に限る。) オ 現況写真

	区分	添付図書
		カ 工事の施工状況が確認できる写真(第8条(写真の整備)による。 工事着手した場合に限る。)
9	開発行為変更許可申請書 (様式第31号)	ア 変更しようとする理由を示す書面 イ 変更事項新旧対照表(変更事項について変更前と変更後を対照した もの。) ウ 変更箇所が確認できる図書(作成は第4条(開発行為の許可)に準 ずる。)
10	開発行為変更届 (様式第34号)	9 5°
11	制限区域内における建築 の許可申請書 (様式第35号)	ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上) イ 許可に係る土地利用計画図 ウ 建築物等の位置図及び配置図(縮尺1/500以上) エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/250以上) オ 建築物等の用途、規模、構造(建築面積、延べ面積及び階数)及び 棟数を示す書面
12	予定建築物等以外の建築 等の許可申請書 (様式第36号)	本表第11項のアからオに掲げる図書
13	地位の承継届 (様式第38号)	戸籍謄本(法人にあっては、法人の登事項証明書)及びその他承継を 証する書面
14	地位の承継の承認申請書 (様式第39号)	ア 申請者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書) イ 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施工する権限を取得したことを証する書面 ウ 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第12号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。) エ 資金計画書(様式第13号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発で満又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発で満又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発で満て開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。) オ 工事の施工状況を示す書面

開発行為予備審查依頼書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

開発者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を自署す[、] る場合は、押印は不要であること。

下記のとおり、開発行為を行いたいので、御前崎市開発行為等事務処理要領第3条の規定により予備審査を依頼します。

記

- 1 開発行為をしようとする場所
- 2 区域区分 市街化区域

市街化調整区域

区域区分を定めない都市計画区域

準都市計画区域

都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域

- 3 用途地域
- 4 面 積 m²
- 5 目 的
- 6 予定建築物等

開発計画概要書

	開発区	∑域σ)地名地	也番											
地	ţ	也目		分	宅	地	農	地		山林		公共用地	その他	伯	計
	面積((実測 公簿	の別)											
目	t	t		率											
権	利	等						ᅿ	也盘	盤の状	況				
申言	清 予 定	者							_ [事施 行					
										住	所				
	住	所								氏	名		電	話	
								記	Ţ Z	計	者				
	氏	名								住	所				
					電話					氏	名		電	話	
開き	発 行 為	₅ の						7	产定	建築物	等				
目		的						a)	用	途				

設計の方針

	法	令	等	の	名	称	X	域	X	分	等	有無の別	及び面積	備	考	
	都	市	言	†	画	法	市	街	化	X	域	有(m²)無	用途地域)
開							市	街化	3 調	整区	域	有(m²)無			
								或区分		定めな	い 域	有(m²)無	用途地域)
発							準	都市	計	画区	域	有(m²)無			
光										なび準i 外 の 🛭		有(m²)無			
							都	市	計画	面施	設	有(m²)無	種類()
X	建	築	基	ŧ	準	法	災	害;	色隙	€ 区	域	有(m²)無			
	地	すべ	נו	等	防止	法	地	滑り	防	止区	域	有(m²)無			
域					壊によ する注		急值	頂斜肩	崩落角	き険 ∑	∑域	有(㎡)無			
	砂		ß	方		法	砂	防	指	定	地	有(m²)無			

	土砂災害警戒区域等にお ける土砂災害防止対策の	土砂災害特別警戒区域	或有	. (m²)無			
0	推進に関する法律	土砂災害警戒区	或有	(m²)無			
	河 川 法	河川区	或有	(m²)無			
	海 岸 法	海岸保全区	或有	(m²)無			
法	宅地造成等規制法		事 有	(m²)無			
	農地法	農地・採草牧草	也	(m²)無			
規	農業の振興地域の整備に 関 す る 法 律	農用地区:	或 有	. (㎡)無			
	森 林 法	保 安 7	林 有	(m²)無			
		保 安 施 設 地 [区	(m²)無			
制			画 林	(㎡)無			
	自 然 公 園 法	特別地 5	或 有	(m²)無	地区区分)()
状		普 通 地	或有	. (m²)無			
	自然環境保全法	自然環境保全地	或有	. (m²)無	地区区分)()
況	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律	特別保護地[区	(㎡)無			
	文 化 財 保 護 法	周知の埋蔵文化! 包 蔵 :	け 也 有	(m²)無	遺跡	等の名	称)
	静岡県風致地区条例	風 致 地 [区	(m²)無	地区区分)()
接	道路の名称	ļ	非 河	川等の名和	尔			
続	管 理 者		 K ==================================	理	当			
道四	道路幅員		整	備状況				
路	整備状況		瓜	流の承記				
	対用区分	地 公共の用む) 道路用地 公園	に 供 団用地			その他	合	計
土地利用計画	面積	0)	alm, re	14F /J\ /JE RA	(70 /6			
利用	·····································							
副	 区画の内訳(分譲住宅用地の)み記載) 165~200 r	 n ¹ 未満	200 m²l;	以上	合	計	
		数				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
備	考	l		I	l .			
予	定工期着手	年 月	日	完 了		年	月	日

開発行為現地予備審査表

依頼	日	平成 年	月 日	受付	日 平成	年	月日	1	現地調查日	日 平成 年	月日
開発	者住	所·氏名									
開多	Ě 行	方為 地									
面		区区分	宅 地		農地	Ц	」 林	1/2	公共用地	その他	計
積	公実	簿_ 測									m² m²
目	_ ^_	的					予定建		物等		
権		 リ 等									
	ţ	也区の	D 状況				指示	(特記) 事 項	
開発	区垣	城の自然3	環境の変化 <i>の</i>	有無							
各種	指足	定、地域	、地区との	適合							
	区域	内及び周	辺の崖崩れ及								
水	٠,-	<u> </u>	<u>状</u> のる別さ	<u>況</u>							
			り予測さ D有無及び								
給水	計画	画(給水の	の方法、能力]等)							
排水	計画	i (排水の	方法、放流统	等)							
樹木	の	保存計画	画(現況植	生)							
消防	方水	(利ので	有無、方	法 等							
	無無	車輌等 及び	の 進 入 対 安 全 対								
I	事	に伴う	う防災対	寸 策							
地盤	の現	見況等(軸	次弱地盤対策	等)							
接		続	道	路							
公 共	施	設の有	無及び管	理者							
都	市	計	画 施	設							
土			Γ	量	盛土搬入				残土処	理量	
そ		0	ת	他							
			あたって必要								
	他の		許認可名及び								
担立		当	課	名 							
立		ź	도	人							

	第 年	号 月 日
開発者様	+	<i>7</i> , ц
御前崎市長	氏	名
開発行為予備審査の結果について		
このことについて、予備審査の結果を下記のとおり通知します。 なお、下記事項について、関係機関との協議が整うなど課題が解決した場合には を提出してください。	は、開発行	為許可申請書
イ 開発行為の位置		
口 開発面積		
八 予定建築物の目的		
記		
予備審査に対する意見		
(注) この通知書に記載の通知日から3年以内に開発行為許可申請書を提出して ますとこの通知は失効します。	ください	。3年を過ぎ

開発行為許可申請書

都市		<u> </u>	申請 手数料	 欄	
します	t 。				
	年 月 日				
御前山	奇市長 氏 名 様				
許可印	申請者 住 所				
	(法人にあっては、その3	上たる事務所の所在地))		
	氏 名				
	(法人にあっては、その行	呂称及び代表者の氏名)		
	電話番号				
	₍ 氏名(法人にあっては、	その名称及び代表者の	氏名)		
	を自署する場合は、押品	『は不要であること。	J		
	1 開発区域に含まれる地域の名称				
	2 開 発 区 域 の 面 積			平方〉	ベートル
開	3 予定建築物等の用途				
発	4 工事施行者の住所氏名				
行為	5 工事着手予定年月日		年	月	日
のの	6 工事完了予定年月日		年	月	日
概	7 自己の居住の用に供するもの、自				
	己の業務の用に供するもの、その				
要	他のものの別				
	8 法第 34 条の該当号及び該当する				
	理 由				
	9 そ の 他 必 要 な 事 項				
赵	전 付 番 号	年	月 日	第	号
討	F 可 に 付 し た 条 件				
討	F 可 番 号	年	月 日	————— 第	 号

- 備考 1 印のある欄は記載しないこと。
 - 2 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内に おいて行なわれる場合に記載すること。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 - 4 「工事着手予定年月日」の欄には、「許可の日から」、又は、「許可の日から何ヶ月後」等と記入すること。
 - 5 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ヶ月」等と記入すること。
 - 6 申請書に関する連絡先を欄外に記載すること。

設計 説明書

- 1 事業計画の概要
- (1)事業の目的、内容、効果等事業計画の概要を記載すること。
- (2)既存計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。
- 2 計画地の現況
- (1)土地の地目別内訳等

	<u>, </u>		公 簿	面積		実 測	面積
Ŀ	区 分	既取得地	未取得民有地	未取得公有地	計	面積	割合
5	官 地						
	田						
農	畑						
地	その他						
	小計						
L	山 林						
J	京 野						
公共	共公益用地						
7	· の 他)						
	計						

(注) 農地欄のその他には採草放牧地を記載すること。

(2)計画地の現状

	, -, -, 0, 1, 1				
標高		地均	m ~ 最 m 標	低 地高 差	m m
	勾 配	面積	割合	土地和	利用方針
傾 斜	0度~15度	m²	%		
	15 度~30度				
状 況	30 度~45 度				
	45 度以上				
地盤の状 況及び地 盤対策の 必 要 性 の 有 無					
'	流域 面積 ha	` ↑	放流先 中間経路	【例】 調整池	調整池
河川	全体面積の %	流末経路	河川法上の 河川又は海	(<u></u>) (<u></u>)	ЛI ЛI
			/判川又は/母	海	Ī
計画地	取り付ける 認 定 道 路		道	₹ (W= ₹ (W=	m) m)
交通路	進入路区間	W = 現況地目	m L =	m	

(注)

- 1 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記載すること。また、河川の級種別も記載すること。
 - 2 「取り付ける認定道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。
 - なお、当該道路を拡幅する場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。
- 3 「進入路区間」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路の区間について記載すること。

(3)土地利用規制現況等

根 拠 法 令	規制の種別 (地域区分)	面積	根 拠 法 令	規制の種別 (地域区分)	面積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農 振 法 (農用地区域)		()	宅地造成等規制法		
森 林 法					

(注)

- 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記載すること。
- 2 国土利用計画法の欄には御前崎市国土利用計画による地域区分の細区分を記すこと。

3 土地利用計画

(1)施設計画の概要

	施設名	面積	割合	数量・規模等についての概要説明
(自己用を含む)		m²	%	
	小 計			
公共施設				
	小 計			
公益施設	小計			
	ום יני			
そ の 他				
	小 計			
合計			100	

住区街区の設定計画(分譲地、工場団地に係るもの)

街 区 数	街区	最大街区 面 積	m²	街区最長 辺 長	m
最大区画	m²	最小区画	m²	平均区画 面積	m²
予定建築物	(例)住宅	集会所		その他	合 計
区画数	(例)120	2		1	130

(注)

1 営業用施設

分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設

2 公共施設

計画地内で整備しようとする道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用 に供する貯水施設

3 公益的施設

計画地内で整備しようとする水道、廃棄物処理施設、バス停、社会福祉施設、医療施設、公民館、 集会所、変電所、官公署、教育施設等

- 4 そ の 他
 - 上記1~3に区分されない施設、未利用地ほか。
- 5 工区を設定する場合には、工区ごとにとりまとめること。

(2)開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記載すること。

				%
 m² m²	×	100	=	

4 個別計画の明細

(1)防災計画

区分	種別	施設概要(構造等)
河 川 改 修	(河川・水路名)	(例) L = m、W = m
防 災 施 設	(調整池) (砂防堰堤)	必要調整容量 V = m ³ 調整池容量 V = m ³
その他		

(注)

- 1 開発行為において施行する防災計画を明らかにすること。
- 2 施設には符号を付すこと等により図面と対照しやすいようにすること。
- 3 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。
- 4 水理計算書を添付すること。
- 5 流出土砂量計算書を添付すること。
- 6 調整池容量計算書を添付すること(下流の流下能力の検討を含む。)。
- 7 下流の流下能力を検討した位置の各断面寸法が判読できる写真を添付すること。

(2)生活用水計画(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

計画給水区分	給水量等	積 算 の	基礎	
可圖紹尔区为	加小里寸	施設ごとの給水人口等	最大給水量	
計画年次	年	(例) 分譲宅地		
計画給水人口	٨.	区画(戸)× 人= 人	1 人 m³/日 x =	
1日1人当たり給水量	最大			
1 日当たり給水量	最大 m ³ /日 平均 m ³ /日			
時間最大給水量	m³/時			

(3)工業用水計画(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

区分用途	使用水量	積 算 の 基 礎
ボイラー用水	m³/日	
原 料 用 水		
製品処理及び洗浄用水		
冷 却 用 水		
温調用水		
そ の 他		
計		

(4) その他の用水計画(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。) 生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じて記載すること。

(5)水源及び水量 (自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

水流	原の種別	水	量等	備考
水	道	水道の名称	最大受水量 m³/日	分水又は給水承諾書を添付すること。
地	下水	くみ上げ地点	最大取水量 m³/日	地下水の採取計画書を添付すること。
表	流水	河川の名称	最大取水量 m ³ /日	水利権許可書又はこれに準ずるものを 添付すること。

(6)給水施設計画 (自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

施設区分	規模・構造等についての説明
(例) 貯 水 槽 給 水 管	

(7)排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎等

(注)

- 1 雨水と雨水以外の下水、開発区域内と開発区域外とに区分して排水系統ごとに記載すること。
- 2 4(1)防災計画に掲げた施設の再掲は不要である。

(8)道路計画

道路区分	幅	員	延	長	勾		配	最小曲	由線	(計画)	備	考
坦姆区刀	門田	只	넻	区	最小	最大	平均	半	径	交通量	T/ffl	75
ハギの田辺		m		m	%	%	%		m	台/日	道	
公道の現況											~	線
`# \ D6											市等移管	管道
進入路											L = n	n
幹線道路												
+1 // 足 四												
支線道路												
支線道路												

(注)

- 1 「公道の現況」の欄には、開発区域内の道路が接道する開発区域外の道路又は開発区域内の予定 建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。この場合、 L = 200 メートルの 範囲で記載すること。
- 2 「進入路」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路について記載すること。

(9)清掃施設計画

施設区分	処 理 方 法	規模・構造	積算の基礎	備	考

(注)

- 1 し尿、雑排水、ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。
- 2 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等処理後の状況を備考欄に記載すること。

(10)消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画

(11)その他の施設計画

施設名	説	明	

5 関連公共・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

(注)

- 1 開発行為に伴って、公共施設又は公益的施設を整備する計画がある場合は、この計画について記載すること。
- 2 「協議状況」の欄には、当該施設の管理者との協議の状況を記載すること。

6 切土盛土の土量集計

符号	施工区域	切土	盛土	残 土 不足土	残土・不足土の処理方法
		m³	m³	m³	
	計				

(注)

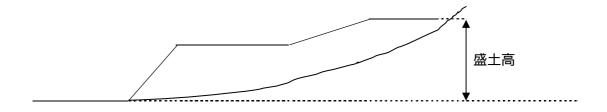
- 1 土量計算書を添付すること。
- 2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し、対照しやすいようにすること。施工区域は適宜区分すること。
- 3 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地、捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

7 地盤・法面・擁壁等の安全対策

(1)切土・盛土

X	分	最大切盛高	法 勾 配	備考
切	土			
盛	土			

(注) 盛土高の計算方法は下図の例によること。



(2)法面保護・擁壁

位置	区分	規模及び構造

(3)地 盤

		法	

8 公園計画(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

各公園の面積、出入口の数、勾配、施設計画(利用者の安全確保のための施設、排水施設、植栽、 遊戯施設等)等について記載すること。

なお、開発区域の面積が 0.3ha 以上 5 ha 未満の開発行為であって、政令第 25 条第 6 号ただし書き 規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。 9 環境保全対策 (開発区域の面積が1ha未満のものは除く。)

(1)樹木等の保存計画

(·) 23/11/13 +		
区分	分布状況	保存計画
樹木	本 (㎡)	本 (m²)
樹木の集団	m²	m²

(注)

- 1 樹木とは、高さが 10 メートル以上の健全な樹木をいう。樹木が広範に分布する場合には、数量の単位は平方メートルとする。
- 2 樹木の集団とは、高さが5メートル以上で、かつ、面積が300平方メートル以上の健全な樹木の集団という。
- 3 政令第 28 条の 2 第 1 号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

(2)表土の復元等の計画

ア 高さが1メートルを越える切土又は盛土をする土地の面積

. <u> </u>			
X	分	面	積
切	土		m²
盛	土		
合	計		

イ アの土地に対する表土の復元等の措置 (アの土地の合計の面積が 1,000 平方メートル未満のものは除く。)

<u> </u>		
区分	面	積
表土の復元		m²
客 土		
土壌の改良		
その他		
合 計		

(3)緩衝帯の配置計画

緩衝帯の配置計画、幅員及び緑化計画の方針について記載すること。

なお、政令第 28 条の 3 ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

10	工事中	の災害	法止等(か計画
ΙU	, I II T	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	ツリロ モモ	ノロロ巴

10 工事中の災害防止等の (1)土砂流出防止計画等

区分			具	体	的	な	対	策	等		
土砂流出・崩壊り	计上										
水質汚濁防	止										
飲料水確	保										
交通安全対	策										
騒 音 対	策										
そ の	他										

(2)施工管理体制

(注) 工事中の現場管理体制、特に非常時の連絡体制を記載すること。工事施行者が未定で許可を受ける場合には、工事着手届において明らかにする旨記載し、工事着手届に添付してもよい。

11 施設完成後の管理計画等

	施	設	名	管	理	者	管理方法等
(自己用を含む)							
公 共 施 設							
公益的施設							
そ の 他							

(注)

- 1 3 土地利用計画(1)施設計画の概要に掲げた施設区分に従い、施設完成後の当該施設の管理者及び管理方法等について記載すること。
- 2 公共施設又は公益的施設であって、公共団体に移管されないものについては、その管理方法等を特に詳細に記載しすること。

第号年月日

申請者様

公共施設の管理者
印

都市計画法第32条の規定に基づく同意

年 月 日付けによる申請については下記のとおり同意します。

記

- 1 従前の公共施設一覧表 (付替をしない場合) 別紙(1)のとおり。
- 2 付替えに係る公共施設一覧表(付替をした場合) 別紙(2)のとおり。
- 3 その他(条件等)

(注)

- 1 別紙には、付替えをした場合と、付替えをしない場合のいずれか一つを添付すること。
- 2 その他の条件等があれば具体的内容を示すこと。
- 3 開発行為許可申請時に添付すること。

別 紙 (1)

従前の公共施設一覧表(付替道路、水路を設置しない場合)

					7	•	- 111 1	200 20	,		
従前の公	新旧対照	廃止、付		概	要			管理者	所有者		
共施設の	図に付し	替え、拡	延	長	幅員	面	積	名称	の名称	摘要	<u> </u>
名 称	た番号	幅等の別	넻	IX	(管径)	垂	付貝		の中心		
				m	m		m²				

(注)従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

別 紙 (2)

付替えに係る公共施設一覧表(付替道路、水路を設置した場合)

摘 要		付替後におけ	nim ≘ \` i					従前の公共施設					
摘要	か 土 体 払		付替えに係る公共施設			1111			公共他設	延削の2			
		従前の公共が	照図に		称	名		土地所	照図に		称	名	
	の帰属	用地の帰	付した番号		101	П	称	の名	と番号	^が │付した			
			地積	番号					地積	番号			
			地積	番号					地槓	番号			

(注)都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。

記入上の留意点

- 1 開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙(1)に記入すること。
- 2 その他の場合には、別紙(2)に記入し、「付替え後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の許可を受けた者を記入すること。また、「摘要」欄には、「付替えに係る公共施設」の所有者を記入すること。

新設する公共施設一覧表

新設する公共	新旧対照図に	概		要	管理者となるべ		
施設の名称		延長	幅 員 (管径)	面積	き者の名称	摘	要
		m	m	m²			

上記のとおり都市計画法第32条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)

氏 名 印

- (注) 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
 - 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。
 - 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を摘要の欄に記入すること。

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面	積	権利の種別	権利者の氏名	同意の有無	摘	要
			m²					

- (注) 1 物件の種類の欄には、土地・建物等の種別を記入すること。
 - 2 権利の種別の欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。
 - 3 同意の有無の欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。
 - 4 同一物件に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入すること。

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住所 氏名

樣

権利者住所氏名電話番号

わたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても意義ありません。

物件の種類	所在及び地番	面 積	権利(の種類	摘 要
		m²			

(注) 権利者の印に係る印鑑証明書を添付すること。

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

設計者 住 所 氏 名

年 月 日生

電話番号

次のとおり都市計画法第31条に規定する設計者の資格について申告します。

,,,	学	が を		学	部及び		所		<u>~ ·</u> 在	<u>t</u>	也	修	業	年	限
学 歴	-								-						
	勤	務	先	所	在	地	職	名	1	在職期	間	(合計	年	F	∄)
実										左	Ŧ	月から	年	F	まで
実務経歴												月から		F.	まで
歴											F	月から			まで
										左	Ŧ	<u>月から</u>			まで
		事業主	体	_	L事施行 [:]	者		施行均	易所		面	積	許認可		
				_				,,,,,,,	2771				及び		
												m²	第		号
設													年		
計													第		号
司													年		
経													第		号
													年		
歴													第		号
													年		
													第		号
													年	F	日
1	都市計	画法施	行規則第	19 条0	D該当資	格		第 1 号 第 2 号		1	П	ハニ	ホ ′	\	- チ

(注)

- 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。
- 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。
- 3 都市計画法施行規則第19条に規定する資格を証する書類を添えること。
- 4 開発行為の面積が 20ha 以上の場合の設計経歴欄には、20ha 以上の開発行為に関する工事の経歴 を記入すること。

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

申請者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第33条第1項12号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

HI-	· -	1312 p 2	C = ~ J 1 - 7707	<u> </u>	0,27	3// O IA/	J C	<u> </u>			0170
設	立 年 月	1 日	年	月	日	資本金	Ē				千円
法	令による登	録 等									
従	業員	数			人(う	ち土木建築	혼関係技術	行者	人	.)	
前	年 度 事	業量			千円	資産総額					千円
前年	年度又は前年の	納税額	法人税又は	所得税		千F	9 事第	美税			千円
主	たる取引金融	蚀機 関									
	職名	氏	名	年 齢	;	在社年数	資	格・免討	午・学歴	・その	の他
役				歳		1	Ŧ				
員											
略											
歴											
	工事の名称	Т	事施行者	工事施行均	易所	面積	許認可(デ完了
宅				T-7/10/13	20171		及び	番 号		年	<u>月</u>
						m²	年第	月日号	年年	月日	着工 完了
地							年		年	<u>月</u> 月	 着工
造							第	7 H 号	年	月	完了
成							年	月日	年	月	着工
	_						第	号	年	月	完了
経							年	月日	年	月	着工
歴							第	号	年	<u>月</u>	完了
							年	月日	年	月	着工
							第	号	年	月	完了

(注)

- 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築事務所の登録、建築業法による建設業者の登録等について記入し、当該免許証等の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
- (1)前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2)財務諸表(直前の事業年度のもの)

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位千円)

							(手四ココノ
	科		目		金	額	
	処	分	ЦΣ	入			
	宅	地処	分収	入			
収							
	補」	助負	担	金			
入							
		計					
	用	地		費			
	エ	事		費			
	(内	 訳)					
		地工	事	費			
支	道	路工	事	費			
	排	水施設	工事	費			
	給	水施設	工事	費			
	防	災工	事	費			
	附:	帯工	事	費			
出	事	務		費			
щ	借。	入 金	利	息			
		計					

(注) 処分収入にあっては、単価及び積算の基礎を科目欄に()書きすること。附帯工事にあっては、工事の種別(緑化費等)を区分して、それぞれについて記入すること。

2 年度別資金計画

(単位千円)

					(半四1円)
科	年 度	年度	年度	年度	計
	事 業 費				
	用 地 費				
	工 事 費				
+	附带工事費				
支	事 務 費				
	借入金利息				
出					
	借入金償還金				
	計				
	自己資金				
	借入金その他				
	(権利金、入会金等)				
収	処 分 収 入				
	宅地処分収入				
	その他処分収入				
,					
入	補助費負担金				
	計				
借	入金の借入先				

(注) 収入について、調達方法を裏付ける書面(預金残高証明書、融資証明書等)の提出を求める場合があるので留意すること。

工事施行者の能力に関する申告書

エチルのコログロのバグロー

御前崎市長 氏 名 様

申請者住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

工事施行者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第33条第1項第13号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設	<u>立</u>	471- 年		月	,	日	377	// _ / / /	<u>~~~</u> 月	日	咨	本 金			- 1		0 7 8	I
								+		Н	貝	4 立						千円
法	令に	よ	る	登	録	等												
従	業	<u> </u>		員		数	事	務	技	積		労		務			計	
1处	未	ŧ		貝		女义												
前台	年度 又	は前	有	のね	抐 税	額	法人税	又は所	得税			千円		事業和	锐		千	円
主	たる〕	取引	金	融	機	関												
建記	设業法第	26	条	によ	る主	任												
技	術者の	住	所	及て	ド氏	名												
技	職		名		氏	;	名	年	龄	在社年	F数	,	資	格・免	許・	学歴	・その他	b
術									歳		年	F						
者																		
略																		
歴																		
	注文目	⊨ທ⊦	F名		元譜	. ጉ	請の別		事施	行場所		面和	責		認可		完了年	日
七地	/1/		VП		7 U H H	, ,	HH 02 113		116	13-20171		щ 1	χ.	年	月日		70 3 1	,,
造													m²	年	月	日	年	月
成 工														年	月	日	年	月
事等														年	月	日	年	月
施														年	月	日	年	月
宅地造成工事等施行経歴														年	月	日	年	月
ME.														年	月	日	年	月

(注)

- 1 法令による登記等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入し、当該許可証等の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
- (1)前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2)法人の登記事項証明書(個人の場合は履歴書)

様式第15号(要領第4条関係)

開発行為審査表

申請	与 日		年	月	日		土 地 導		用綱	承 承記					手 月 第	日号	受(付		年 第	月日
申請	者住	听·氏名								•	目	1 発	行	为	+#1		•	•			
開発	行為	の目的									IH.	1) 70	, 11	מית	٠.						
X	域	区分			区域 或内			•)	開		発	面	積						m²
予定	建建	築物 等									É	1己月	引・非	自	己用	自己位	主居用	・自	己業務	用・非	自己用
設意	十者	氏 名					電	話			手	=	数	-	料	_				円(済	・未納)
		項		目		:	有無	:		項		目			有無		項		目		有無
	1 許	可申請書							12 ±	地の	登記	事項語	正明書	:		23 扬	産壁の	断面图	図		
添	2 住	民票(法人登	登記事項	頁証明	書)				13 位	置図置紅						24 🕅	5災施	設構達	告図		
	3予	備審査に	対する	措置	状況				14 瑪	況図						25 棹	造計算	算書			
付	4 設	計説明書							15 開	発区	域[区域区				26 🕏	定計算	算書			
' '	5法	第 32 条同	意・	劦議靇	書				16 🛨	_地利	用記	計画図				27 기	く理計算	算書			
	6権	利者一覧	表						17 2	図写						28 ±	質調査	書・地	盤改良計	画書	
図	7開	発行為の	施行等	の同	意書				18 迨	5成計	画	平面図]			29 경	対積図				
	8設	計者の資	格申告	·書					19 拝	水施	設言	計画平	4面図			(その	他市長点	が必要	と認める	図書)	
書	9申	請者の資	力信用	申告	·書			4	20 紹	水施	設言	計画平	4面図								
	10 資	金計画書	;					1	21 造	5成計	画	折面図									
	11]	事施行者	の能力]申告	5書			1	22 t	べけの	断回	面図									
項	目		審 2	全経	1 過	`	指	示員	Į I	頁、	意	見	等			指示月	日	処丑	里月日	補	正日数
	41 肴	ミによる技	指定		ョ・無	Ħ.	内	容										補正	日数		日
備考																					

様式	第 16	3号(要領第	第4 条	₹関係	()													
申	請	者	梫	ÉK												第 年	月]	号日
												í	卸前嵑	市長	氏	;		名	ED
		_	_			計画法										_			
によ	年 り、	: F 次のと	目とおり			҈申請の きす。	あっ	た開発	発行為	為につ	ひいて	. は、	都市言	計画法	法第 2	29 条	:第	項の	D規定
	1					れる 地番													
	2					〕及び 面積											平方	ラメ-	ートル
開発	3	予定	建建	篦物	等 σ.	用途													
行為	4	工事	施彳	亍者	住所	氏名													
Ø	5	工事	着	手予	定年	月日	許可	可の日	から		日								
概要	6					月日	I	事着手	€後	ヶ月									
	7	の、	自己の)業務	の用	するも に供す のの別													
	8	その)他	必要	更な	事項													
		したst する教																	

工事着手届

御前崎市長 氏 名 様

年 月 日

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

開発行為の工事に着手しますので、御前崎市都市計画法施行細則第3条の規定により届け出ます。

נדלו	עייל בו טל	<u> </u>		06	, y 0, C,	יש ניבן יושן	יויכום כויני		110一」が出た:		ルルによっ	<u>/Ш/Ш</u>	<u>o , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>
許	可 年	月日	日 番	号			年	月	日	第	号		
開発地	返域	をなって	まれ 名	る 称									
ΙĘ	着 完	手 了予定	年月	日			年 年	月 月	日日	着 完了	手 予定		
工 事	氏			名									
施	住			所									
行 者	連	絡	場	所					電	話番号			
現場	氏			名									
管	住			所									
理 者	連	絡	場	所					電	話番号			

樣式第 18 号 (要領第 6 条関係)(細則様式第 2 号)

									I			柱			表									
						月			月			程 月			月			月			月			月
工 種	細	数 量	単 位	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	表 月 21	1	11	21	1	11	21	1	11	月 21
種	別	量	位	5	S	S	S	S	5	5	S	5	S	S	S	S	S	S	5	S	S	5	5	5
	/33	_	<u>-</u>	10		'	10	20	,			,	10			10	20	,		20	,	10	20	,
				10	20		10	20		10	20		10	۵0		10	۵0		10	20		10	۵0	
法																								
世																								
ᆙ																								
通計步合																								
	%																							
					I	I	Ì	l						ĺ		ĺ								

様式第19号(要領第9条関係)(省令別記様式第四)

工事完了届出書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏 タ

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号

(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を 自署する場合は、押印は不要であること

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日

年 月 日

2 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称

受 付 番 号	年	月 日	第	号
検 査 年 月 日		年 月	日	
検 査 結 果		合	否	
検 査 済 証 番 号	年	月 日	第	号
工事完了公告年月日		年 月	日	

備考 印のある欄は、記載しないこと。

様式第20号(要領第9条関係)(省令別記様式第五)

公共施設工事完了届出書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を 自署する場合は、押印は不要であること

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日

年 月 日

- 2 工事を完了した公共施設が存在する開発 区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

受 付 番 号	年	月	日	第	号
検 査 年 月 日		年	月	日	
検 査 結 果		合		否	
検 査 済 証 番 号	年	月	日	第	号
工事完了公告年月日		年	月	日	

備考 印のある欄は、記載しないこと。

様式第21号(要領第9条関係)

開発行為に関する工事の完了検査結果書

許	可		番	号	第		号	開発区	∑域	の名	称					
許	可	年	月	日	年	月	日	着手完了	年	月	日			月月	日日	着手 完了
開	発者	住月	折・氏	名				検 査	年	月	日					
設		計		者				検	查		員					
I	事	施	行	者				検 査	立	会	人					
						検	查	結		果						
手	直		I	事												
指	示		事	項												
							項等ので	確認 (再	検 :	查)					
手報	直工告		· (指示 付	事項)完 年 月	了 日		年	4	月		日				
確	認達	5 }	去 及	びる	確認年月		認 方 法 認年月日	現場	検査 年	・写	'真・ 月	そのイ	也 (日)	
備者	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\															

手直工事(指示事項)完了報告書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

報告者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

- 1 開発行為の場所
- 2 完了検査年月日 年 月 日
- 3 手 直 工 事
- 4 指 示 事 項
- 5 手直工事(指示事項)完了年月日 年 月 日

様式第23号(第9条関係)(省令別記様式第六)

開発行為に関する工事の検査済証

第号年月日

御前崎市長 氏 名 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

- 1 許可番号年月日第号
- 2 開発区域又は工区に 含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者 の住所及び氏名

様式第24号(要領第9条関係)(省令別記様式第七)

公共施設に関する工事の検査済証

第号年月日

御前崎市長 氏 名 印

下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

- 1 許 可 番 号 年月日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が 存する開発区域又は工区に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名

開発区域内における建築等制限解除申請書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

申請者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号

(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を 自署する場合は、押印は不要であること。

都市計画法第 37 条第 1 号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。

開発行為許可年月日番号	年	月	日	第	号
開発区域に含まれる地域の名称					
建 築 等 の 制 限 解 除 を申 請 す る 土 地 の 区 域					
予 定 建 築 物 等 の 用途、規模、構造、棟数					
申 請 の 理 由					

(注)「申請の理由」の欄には、申請の理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)
- 2 許可に係る土地利用計画図
- 3 建築物等の位置図、配置図
- 4 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/200以上)
- 5 防災施設の出来形図
- 6 擁壁の出来形図
- 7 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結 果を示す書面及び進捗状況を示す書面
- 8 工事の施行状況が確認できる写真
- 9 建築工事工程表
- 10 品質管理表

なお、上記 1 から 4 の図面については、建築確認申請と同一のものとし、併記可能なものは別葉としなくてもよい。

様式第26号(要領第10条関係)

開発区域内における建築等制限解除審査表

申	請日	年	月日		地利用		忍 日番号		年月第	日号	受付	年	月日第号
申討	青者の信	主所・氏名	i										
開系	発行為	の許可年	₹月日・	番号				年	月	Ħ]	第	号
開	発	行 為	の E	的									
開卵	Ř区域I	こ含まれ	る地域の)名称									
建築土	築等制 地	限の解除 の	徐を申請 区	する 域									
			項	E			有無	Ħ.		項	目		有無
添	1	開発区域						6			擁壁の出		
付図	2	土地利用						7				の検査済詞	正
書	3	建築物等棟別一覧		<u> </u>	置図			8	工事放 建築				
	5	建築物等		(平面	、	図)		10		L尹上 管理表			
		~_>		<u> </u>	、一一 棟	一/ 別	概	要			`		
								 }		<u> </u>			
棟	用	途	構	造		階 第		- 建築面			面 積(m²)	備	考
建组	ጮ等の ⁻	予定工期	着	手	£	F 月	l E	}	完了	7	年	月	Ш
申討	青の理	<u> </u>											
建乳	桑等制 网	艮解除のi	適否の理	!由									

 第
 号

 年
 月

 日

申請者様

御前崎市長 氏 名 印

開発区域内における建築等の制限解除について

年 月 日付で申請のあったこのことについては、都市計画法第37条第1号の規定に基づき、下記のとおり建築等の制限を解除します。

記

- 1 開発行為許可年月日
- 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 建築等の制限を解除する土地の区域
- 4 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数

用途		規模		構造	±	棟	数
用返	建築面積(㎡)	延 面 積(㎡)	階 数	11年 月	=	174	奴

5 解除に付した条件

当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは当該工区)の工事の検査済証の交付を受けるまでは、建築物等は使用してはならない。

ただし、公共施設の帰属を伴う場合は、工事が完了した旨の公告があるまでの間は、建築物等は使用してはならない。

6 条件に関する教示

様式第28号(要領第12条関係)(省令別記様式第八)

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号

(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を 自署する場合は、押印は不要であること。

都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

- 1 開発行為に関する工事を 年 月 日 廃止 した年月日
- 2 開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の面積
- 4 工事の廃止の理由
- (注)「工事の廃止の理由」の欄には、工事の廃止の理由を具体的に記載すること。 添付書類
- 1 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)
- 2 工事を廃止した土地の現況図 (縮尺 1 / 1,000 以上。ただし、開発区域が 20 h a 以上のものにあっては、縮尺 1 / 3,000 以上。工事着手した場合にあっては、工事着手した土地の範囲を明示すること。)
- 3 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書(工事着手した場合に限る。)
- 4 工事の廃止に伴う防災工事計画書(工事着手した場合に限る。)
- 5 現況写真
- 6 工事の施行状況が確認できる写真(工事着手した場合に限る。)

様式第29号(要領第12条関係)

開発行為工事廃止届受理審査表

届出	出日	年	月	日	-		利用要綱	承 認 承認都			年	F 月 第	日号	受付		年 第	月日号
届出	者の作	主所・氏	名														
開発	行為	の許可	「年.	月日	・番	号				1	Ŧ	月	日		第		号
開	発	行 為	5	の	目	的											
開発	区域	に含まる	れる	地垣	はの名	3称											
法			項		目		I	有無				項		目			有無
添 付	1	開発区均	或位	置図					4	防災	红事	計画	書				
図書	2	現況図							5	現沂	写真	Į					
	3	公共施設	没機	能回	復計區	画書			6	工事	施行	写真					
工事	着手纪	∓月日					年	月	日	•	未着	手					
工事	廃止年	 手月日					年	月	日								
現地	確認年	 手月日					年	月	日	•	現地	也確認?	不要				
工事	廃止の	の理由															
公共	施設村	幾能回復	措置	の内	容及	びそ	の適さ										
防災	措置(の内容及	びそ	·の適	i否												

様式第30号(要領第12条関係)

第号年月日

届出者様

御前崎市長 氏 名 印

開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について

年 月 日付で届出のあった都市計画法第 38 条の規定に基づく開発行為に関する工事 (許可番号 年 月 日 第 号)の廃止の届出書を受理したので通知します。

開発行為変更許可申請書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

申請者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号

(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を 自署する場合は、押印は不要であること。

次のとおり、開発行為の変更の許可を受けたいので、都市計画法第 35 条の 2 第 2 項の規定により申請します。

	X	分	变	更	前	茎	K Z	更	後
	開発区域に含地 域の	含まれる 名 称							
開 発	開発区域(の面積		平7	ラメートル			平方〉	ィートル
開発行為の変更の概要	予定建築物等	テの用途							
変更の	 工 事 施 行 者 년 	主所氏名							
概 要		の該当る理由							
	その他必要	な事項							
変	更の	理 由							
開発	き行為の許	可 番 号			年	月	日	第	号
	受 付 都	番 号			年	月	日	第	号
	変更の許可に付	した条件							
	変更の許可の記	許可番号			年	月	日	第	号

- (注)1 印のある欄は、記載しないこと。
 - 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街地調整区域内において行なわれる場合には記載すること。
 - 3 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法 令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 - 4 工事の着手予定年月日又は、工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、「開発行為 変更届」を添付すること。

開発行為変更許可審査表

申請	日		年 月 日	市土地			認日	年月		受付	:	年	
			· /•	指導	要綱	承記	忍番号	第	号	24.0		第	号
-		听・氏名					開発行	為 地					
開発	行為	の目的											
区	域	区分	非線引区域 都計区域内)	開発面	 積					m²
予 定	建多	ễ物等					自己用・非自	自己用	自己信	主居用・目	自己業務用	・非	自己用
設言	十者	氏 名		電	話		手 数	料			F](済·	・未納)
変更(の概要	Ē.											
		項	目	有無		項	目	有無		項	目		有無
	1 許	可申請書			11 🕸	申請者の)資力信用申告書		22 約	含水施設詞	十画平面図		
海	2 変	更しようとす	する理由を示す書面	ī	12 貧	資金計	画書		23 造	も 成計画圏	所面図		
添	3変	更事項新	旧対照表		13 🗆	L事施行	行者の能力申告書		24 莒	重の断面図	য		
付	(以	下変更箇所が	「確認できる図書)		14 =	上地の	登記事項証明書		25 扬	種壁の断面	国図		
ניו	4住	民票(法人登	登記事項証明書)		15 f	立置図	<u> </u>		26 例	的災施設權	講造図		
図	5予	備審等に	対する措置状況	1	16 £	見況図	<u> </u>		27 椲	造計算	E		
	6 設	計説明書			17 月	開発区	域区域図		28 ₹	定計算書	탈		
書	7法	第 32 条同	同意・協議書		18 =	土地利	用計画図		29 才	〈理計算書	탈		
	8権	利者一覧	表		19 2	公図写			30 ±	質調査書・	地盤改良計画	書	
	9 開	発行為の	施行等の同意書	İ	20 j	造成計	画平面図		31 才	え 積図			
	10 討	計者の資	格申告書		21 持	非水施	設計画平面図		(その	他市長が必	要と認める図	書)	
項			審査経過	、指力	示事」	頂、	意見等		指示月	日 见	1理月日	補正	E日数
\4. **		"	<u> </u>	 .	<u> </u>					4.10	W-+		
	41 条	く による 打	旨定 有・無	# 内	容					補	正日数計		日
備考													

 第
 号

 年
 月

 日

申請者様

御前崎市長 氏 名 印

開発行為の変更について(許可)

年 月 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

	区分		变	更	前	变	更	後
	開発区域に含まれ地域の名	る 称						
開発	開発区域の面	積		平力	方メートル		平	方メートル
為の	予定建築物等の用	途						
変更 の	工事施行者住所氏	名						
開発行為の変更の概要	法第 34 条の該当号及 該 当 す る 理	び由						
	その他必要な事	項						

許可に付した条件 条件に関する教示

開発行為変更届

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第35条の2第3項の規定により届け出ます。

变	更	ī -	に	係	3	, !	事	項								
变		更		Ø		理		由								
開	発	許	可	О	許	可	番	号			年	月	日	第	£	<u> </u>

(注)変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

申請者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を) 自署する場合は、押印は不要であること。

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、建築の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年	月	日	第	号
開発区域に含まれる地域の名称					
許可を受けた者の氏名又は名称					
制限を受けた内容					
建 築 物 の 構 造 等 (用途、規模、構造、棟数)					
申 請 の 理 由					

(注)「申請の理由」の欄には、申請の理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上)
- 2 許可に係る土地利用計画図
- 3 建築物等の位置図及び配置図(縮尺1/500以上)
- 4 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/250以上)
- 5 建築物等の用途、規模、構造(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面

予定建築物等以外の建築等の許可申請書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

申請者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号

氏名(法人にあっては、その代表者の氏名) を 自署する場合は、押印は不要であること。

都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築等の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年	月	日	第	号
開発区域に含まれる地域の名称					
許可を受けた者の氏名又は名称					
予定建築物等の用途					
予定建築物等以外の建築物等の					
用途又は用途変更しようとする					
建築物等の用途					
申 請 の 理 由					

(注)「申請の理由」の欄には、申請の理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上)
- 2 許可に係る土地利用計画図
- 3 建築物等の位置図及び配置図(縮尺1/500以上)
- 4 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/250以上)
- 5 建築物等の用途、規模、構造(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面
- 6 現況写真

 第
 号

 年
 月

 日

申請者様

御前崎市長 氏 名 印

開発区域内における建築等の許可について

年 月 日付で申請のあったこのことについては、都市計画法 第 41 条第 2 項ただし書 の規定により、下記のとおり許可します。 第 42 条第 1 項ただし書

- 1 開発行為許可年月日番号 年 月 日 第 号
- 2 建築等をしようとする場所
- 3 建築等の用途、規模、構造、棟数

		- 1 111111			
用途		規模	構造	棟 数	
一	建築面積(㎡)	延 面 積(m²)	一样	1末 女人	

- 4 許可の条件
- 5 条件に関する教示

地位の承継届

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

申請者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を 自署する場合は、押印は不要であること。

都市計画法第44条の規定により、許可に基づく地位を承継しましたので届け出ます。

開	発 行 為 許	可	年月日	日番号			年	Ξ	月	日	第	ì	号							
開地	発 区 域 域	にの	含 ま 名	れ る 称																
被	承	継		継		류 성임		5 4 4		1	住所									
饭	承					^	氏名													
承	継	の	理	由																
承	継	年	月	日			年	月	E	1										

添付書類 承継の事実を証する書類

地位の承継の承認申請書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

申請者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号

氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を 自署する場合は、押印は不要であること。

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

開多	卷行 為 許	可年	月日	番号			年	月	日	第	号		
開:	発 区 域 域	に 含 の	3 ま 名	れ る 称									
被	承	∠ nl⁄		継		1	住所						
饭	八		紅土	^	氏名								
承	継	の	理	由									
権[限を取得	ー 身 し	た年	月日			年	月	日				

添付書類 権限の取得を証する書類

 第
 号

 年
 月

 日

申請者 様

御前崎市長 氏 名 印

地位の承継の承認について

年 月 日付で申請のあったこのことについては、都市計画法第 45 条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

- 1 開発行為許可年月日番号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 被承継人の住所及び氏名
- 4 自己の住居の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別
- 5 承継年月日
- 6 承継に付した条件
- 7 条件に関する教示

開 発 登 録 簿

番号	

	許	可	番	号	9	第		号		承糹	迷承	認	番号			第		5	号
	許	可 :	年月	日	É	Ŧ	月	E	1	承組	迷承認	2年	月日		年		月	I	∃
	-r-	T 4 17	; I_L_4	±. o						_	ANA								
			きけた							承	継	人							
当	任	所 及	びE	t A						1王月	丌	O	氏名						
			行者							X	域		等						
初	住	所 及	びE	氏 名						地	域		.,						
	開到	Ě区垣	に含	まれ															
許	るり	也域)	及びi	面積											面積				m²
	_										Ι,						T		
			· 築 牧 _								1.	立	置		区面積	mʻ	変史	工区面	慎 m ^r
可	0	,	甲	途															
	法第	41	条の規	定に					_	X									
	ا لم	5制	限の	内容					_	_									
	т:	車 ヱ	定其	H 88															
	т.	j) J′	Æ #	切旧															
変	許	可	番	号		第		Æ						ŝ			号		
更	許	可 :	年月	日		年		月	E	3				ź	F	月		日	
許	変	更(の 内	容															
可																			
Z .	許	可	番	号		第		£	<u></u>					Ê	——— 		号		
建築制限解除	許	可 :	年月	日		年		月	E	3				ź	Ę.	月		日	
制限																			
解险	建	築	概	要															
N)									1										
_	検:	査 済	証	昏 号		第		号			第			号			第		号
事	検査	* 済	证年	月日		年	月	日			年		月	日			年	月	日
完了	完了	了公 ·	告年	月日		年	月	日			年		月	日			年	月	日
工事完了検査	摘			要															
旦	刊			女															
備																			
考																			
7																			

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 様

申請者 住 所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 氏 名 法人にあっては、その

電話番号

都市計画法施行規則第 60 条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

市街化区域 市街化調整区域 区域区分が定められていない都市計画区域 準都市計画区域 「都市計画区域及び準都市計画区域」以外の区域
有 無 (m²)
該 当 条 項 号
内容
該当条項
許可の年月日及び番号許可を受けた者の氏名又は名称

上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

年 月 日 第

御前崎市長 氏 名 印

- (注)1 印の部分には、記入しないこと。
 - 2 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付すること。

農林漁業を営む者であることの証明書

氏	名	年齢()
住	所		
開発行為又建築しようとす場所の所在、地	る		

上記のものは、_		を宮む者でめることを証明します。
年	月	日
		住所

氏名

ED